

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年2月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 蔦屋書店長岡新保店
所在地 長岡市新保町1326番地
設置者 株式会社トップカルチャー
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置
(変更前) 駐車場1 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 駐車場1 届出書に添付された図面のとおり
 駐車場2 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場1 午前6時30分から翌午前1時30分
(変更後) 駐車場1 午前6時30分から翌午前1時30分
 駐車場2 午前8時から午後9時
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 駐車場1 出入口の数 3箇所
 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 駐車場1 出入口の数 3箇所
 位置 届出書に添付された図面のとおり
 駐車場2 出入口の数 2箇所
 位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更する年月日
平成27年10月14日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
- 4 変更の理由
駐車場を新設して、来客者の利便性を高めるため。
- 5 届出年月日
平成27年2月13日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成27年2月24日から平成27年6月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp